

第5回山口市景観賞 景観づくり活動表彰 募集要領

1. 目的

良好な景観の形成に貢献する活動を表彰し、広く発信することで、市民の景観づくりへの意欲の高揚と活動の一層の発展を図り、良好な景観の創出に寄与することを目的とします。

<景観とは>

「景観」とは私たちが日々の生活の中で目にしている景色であり、山・川・海などの自然や、建物・道路・公園などのまちなみだけでなく、それらに歴史や文化、人々の生活、経済活動等が調和することにより形成されています。(山口市景観形成基本方針より)

2. 募集対象

市内で活動する団体又は企業で、下記のいずれかの部門に該当する活動を3年以上継続的に行っていると認められ、今後も活動を継続するもの。(平成29年10月1日までに活動開始から3年が経過していること)

<募集部門>

①まちなみ形成活動部門

地域の景観を向上させるためのルールづくりや実践により、良好なまちなみを形成している活動

[事例]

- ・ 建築協定等による統一感のあるまちなみ形成に関する活動
- ・ 花植え等の緑化、街路樹の維持、地域で行われている美化活動
- ・ まちなかの憩いの場づくり
- ・ 景観を引き立てるライトアップ

②景観資源継承活動部門

地域における生活や生業、風土により形成されてきた景観資源の継承活動

[事例]

- ・ 地域の原風景として根付いている伝統行事・芸能・まつり等の景観資源の継承
- ・ 棚田・田園風景等の保全
- ・ 建築様式の継承

③啓発活動部門

景観について考える機会となるような学習会や講演会、ワークショップなどの啓発活動

[事例]

- ・ 地域のまちあるきや学習会等による景観に関する啓発活動
- ・ 地域の魅力や将来像等の情報発信

3. 応募資格

どなたでも応募できます。自薦、他薦は問いません。(他薦の場合は、団体等の同意が必要です。)

4. 応募期間

平成29年10月2日(月)～12月1日(金) 必着

5. 応募方法

- ◆応募用紙に必要事項を記入し、付近見取図、写真等を貼り付けて電子メール、持参、郵送等により山口市都市計画課まちづくり推進担当へ御提出ください。
- ◆一人何件でも応募可能とします。複数の活動を応募する場合は、活動毎に応募用紙を作成してください。
- ◆電子メールで応募の場合は、件名を「景観づくり活動表彰応募」とし、応募用紙データを添付してください。なお、1回のメールにつき、データ容量が8MBを超えると受信できません。御注意ください。

6. 審査・表彰

- ◆山口市景観審議会にて審査を行い、特に優れた活動団体等を部門毎に1件、計3件表彰し、賞状および記念品を贈呈します。
- ◆受賞発表は、平成30年6月1日(景観の日)前後に行い、市ホームページ上での発表を予定しています。(受賞者、応募者には別途通知します)
- ◆表彰式の開催につきましても、詳細は市ホームページによりお知らせいたします。

<審査の視点>

以下の6つの項目に留意し、総合的な審査を行います。

- ・景観形成への地域貢献
- ・取組への積極性
- ・今後の活動の継続性や発展性
- ・活動の創意工夫
- ・模範性
- ・活動成果

7. 注意事項

- ◆国、県、市等が活動主体であるものは表彰の対象とはなりません。
- ◆応募用紙に記載いただいた内容については、事務連絡担当者の方を通じ、質問書の送付や現地確認を行わせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ◆応募に伴い発生した撮影等の一切の費用は応募者の負担となります。
- ◆応募書類及び添付写真等の著作権は山口市に帰属するものとし、原則返却しません。
- ◆受賞された活動については適宜、市の刊行物やウェブサイトに掲載するなど、山口市の情報発信等に活用します。
- ◆応募にあたっては、著作権や知的財産権、肖像権などを侵害していないことを十分に確認してください。なお、応募により、応募者および第三者に生じた一切の侵害については応募者の責任とし、山口市はその責任を負わないものとします。
- ◆規定に反する場合や条件を満たさない場合、公序良俗に反するもの、他者の権利を侵害するもの等山口市が不適切と判断する場合、応募を無効とします。
- ◆部門の趣旨にあわないものは応募を無効、または対象部門を変更する場合があります。
- ◆応募に係る住所・氏名などの個人情報、当事業以外では一切使用しません。
- ◆受賞された活動の公開の際に、応募者、代表者等の氏名等を表示する場合があります。